

産業廃棄物の受入について

1 産業廃棄物の種類

受け入れ可能な産業廃棄物は以下のとおりで、2～4号に示す受入基準を満たすものに限りま

処分方法	廃棄物の区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (焼却)	産業廃棄物	燃え殻
		ばいじん
		汚泥
		廃油
		廃酸
		廃アルカリ
		廃プラスチック類(農業用廃ビニールを除く。)
		ゴムくず
		紙くず
		繊維くず
		木くず
		動植物性残さ
		動物系固形不要物
		動物のふん尿
	動物の死体	
可燃性混合廃棄物		
	特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物
最終処分 (管理型埋立)	産業廃棄物	燃え殻
		ばいじん
		汚泥
		廃油(タールピッチに限る。)
		ゴムくず
		金属くず
		廃プラスチック類(農業用廃ビニールを除く。)
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
		鉱さい
		がれき類
		政令第2条第13号に定める廃棄物
		不燃性混合廃棄物

※ 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物及びこれによって汚染されたものは受け入れできません。